

浦安市社会福祉法施行細則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設立の認可申請等）

第2条 施行規則第2条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 市長は、法第32条の規定により認可の可否を決定したときは、社会福祉法人設立認可可否決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（定款の変更認可申請等）

第3条 施行規則第3条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書（別記第3号様式）によるものとする。

2 市長は、法第45条の36第3項において準用する法第32条の規定により認可の可否を決定したときは、社会福祉法人定款変更認可可否決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（定款の変更届）

第4条 施行規則第4条第2項において読み替えて準用する施行規則第3条第1項に規定する届出書は、社会福祉法人定款変更届出書（別記第5号様式）によるものとする。

（解散の認可又は認定の申請等）

第5条 施行規則第5条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人解散認可・認定申請書（別記第6号様式）によるものとする。

2 市長は、法第46条第2項の規定により認可又は認定の可否を決定したときは、社会福祉法人解散認可・認定可否決定通知書（別記第7号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(法人の解散届)

第6条 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届出書（別記第8号様式）により行うものとする。

(合併の認可申請等)

第7条 施行規則第6条第1項に規定する申請書は、社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）（別記第9号様式）又は社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（別記第10号様式）によるものとする。

2 市長は、法第50条第4項又は法第54条の6第3項において準用する法第32条の規定により認可の可否を決定したときは、社会福祉法人合併認可可否決定通知書（別記第11号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、法、政令又は施行規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。